⑸　納入場所　①福知山河川国道事務所　琵琶湖河川事務所　②琵琶湖河川事務所　③滋賀国道事務所　④奈良国道事務所　大阪国道事務所　和歌山河川国道事務所　紀南河川国道事務所　福知山河川国道事務所　福井河川国道事務所　⑤福知山河川国道事務所　豊岡河川国道事務所　⑥滋賀国道事務所　豊岡河川国道事務所　姫路河川国道事務所　⑦兵庫国道事務所　姫路河川国道事務所

⑹　入札方法

①②　落札決定にあたっては、国が購入する物品、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

③④　落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑤　落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車損害賠償責任保険料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）及び自動車損害賠償責任保険料を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑥　落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑦　落札決定にあたっては、国が購入する物品、課税対象となる輸送費等諸経費の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報公示）に記載されている時期及び場所で受け付ける。

⑶　同等物品の納入実績

①　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）排水ポンプ車

②　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）照明車

③　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）除雪トラック

④　下記１）又は２）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）凍結防止剤散布車　２）除雪トラック（凍結防止剤散布装置付）

⑤⑥　下記１）及び２）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）小型除雪車　２）小型除雪機

⑦　下記１）から３）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）凍結防止剤散布装置　２）凍結防止剤散布車　３）除雪トラック（凍結防止剤散布装置付）

⑷　当該調達物品に関して、迅速（部品調達日数が一般部品５日、消耗部品３日）なアフターサービス・メンテナンスの体制を確保すること及びそれらの部品は、調達物品納入後10年間は供給可能であることを誓約した者であること。

⑸　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号大阪合同庁舎第１号館８階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第二係長　中森　紗織　ＴＥＬ06―6942―1141（内線2538）

⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　入札説明書の交付する場所及び方法　上記⑴にて交付する。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成27年６月12日17時00分

⑸　電子入札システムによる入札書の受領期限、及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限　平成27年７月９日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　①平成27年７月10日９時30分　②平成27年７月10日10時00分　③平成27年７月10日10時30分　④平成27年７月10日11時00分　⑤平成27年７月10日13時30分　⑥平成27年７月10日14時00分　⑦平成27年７月10日14時30分　国土交通省近畿地方整備局入札室

４　その他

⑴　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

⑻　電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。